

広島県告示第二百五十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和七年三月二十七日までの間、縦覧に供する。

令和七年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

安芸津下三永線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市西条町下三永字若山一〇五六二番一地从先から 東広島市西条町下三永字若山一〇五五八番四地先まで		八・五〇〇 一・〇〇〇	八・五〇〇 一・〇〇〇	一六一・四〇〇 一六一・四〇〇	拡幅